

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

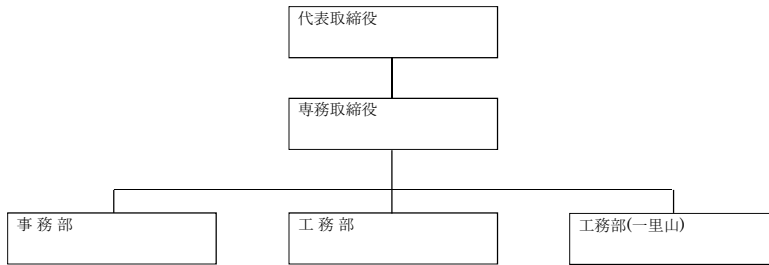
(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和4年6月8日
豊橋市長 殿		
提出者		
住所 豊橋市西幸町字東脇211番地の1		
氏名 株式会社 カイテック 代表取締役 大羽芳樹 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 0532-46-8196		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>		
事業場の名称	株式会社 カイテック	
事業場の所在地	豊橋市西幸町字東脇211番地の1	
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	06：総合工事業	
② 事業の規模	豊橋市内分 県内全域（市内含む） 元請完成工事高：9,504万円 21,417万円	
③ 従業員数	54人	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建物解体：破碎→選別 がれき類→自社分別後、再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化・埋立 木くず→自社分別後、再生処理業者に委託してチップとして再資源化 混合物→自社分別後、最終処分業者に委託して、埋立処分 廃プラスチック→自社分別後、再生処理業者に委託して再資源化・埋立 金属くず→再生処理業者に委託して再資源化	

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず及び陶磁器くず(石膏ボード)
	排出量	78.8t	12.3t	547.4t	8.7t	229.7t	47.1t	49.6t
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート塊)	がれき類(アスファルト塊)	がれき類	汚泥(建設汚泥)	混合物(安定型品目)	混合物(管理型品目)	石綿含有産業廃棄物
	排出量	3,062.6t	139.2t	434.2t	0.1t	14t	15.4t	56.1t
	産業廃棄物の種類	混合物(水銀使用製品)	特定有害廃石綿等					
	排出量	0.2t	0.4t					
(これまでに実施した取組)								
工事現場内での廃棄物仕分けの選別徹底								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず及び陶磁器くず(石膏ボード)
	排出量	60t	9t	450t	6t	180t	35t	45t
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート塊)	がれき類(アスファルト塊)	がれき類	汚泥(建設汚泥)	混合物(安定型品目)	混合物(管理型品目)	石綿含有産業廃棄物
	排出量	2,500t	100t	400t	0.1t	10t	10t	45t
	産業廃棄物の種類	混合物(水銀使用製品)	特定有害廃石綿等					
	排出量	0.1t	0.2t					
(今後実施する予定の取組)								
工事現場内での廃棄物仕分けの選別徹底								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、金属くず、木くず、がれき類はそれぞれに分別し保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし							

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 特になし								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし								

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙のとおり							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	全処理委託量							
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
(これまでに実施した取組) 現場での分別徹底								

②計画	【目標】 別紙のとおり								
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類	
	全処理委託量								
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量								
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	(今後実施する予定の取組) 現場での分別徹底に加え、可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。								
※事務処理欄									

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。